## 「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」平成22年10月策定後の主な取組並びに成果及び課題口

資料 4

本市では、年次報告書「伊丹市人権教育・啓発白書」を毎年作成し、進捗管理をしています。

区分	主な取組	成果∙課題
人権全般の普遍的な視点からの取組	【体制等】 ○ 人権教育・啓発推進の体制として、同和・人権推進課、人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を配置 ○ 関連部局において、当該分野のうち人権に関わる各種の関連施策を実施 ○ 庁内模断組織として、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部を設置。人権施策の基本方針策定等重要事項を所掌 ○ 人権擁護委員、人権教育指導員、人権啓発推進委員、伊丹市人権・同和教育研究協議会等、市民、市民団体の参画・協働により、さまざまな人権啓発・教育活動を推進 【主な事業】 ○ 差別を許さない都市宣言制定記念市民集会の実施 ○ 人権啓発語の募集、限示 ○ 人権啓発機語の募集、作文の発表、ポスターの展示 ○ 人権内立・ポスターの募集、作文の発表、ポスターの展示 ○ 人権の花運動の受託実施 ○ 人権教育指導員の派遣 ○ 人権教育指導員の委嘱、啓発活動の支援 ○ 視聴覚教材の貸出	【成果】

区	分	主な取組	成果•課題
さまざまな人権課題への取組	女	<ul> <li>○ DV相談室の開設(H22年度)</li> <li>○ 第2期伊丹市男女共同参画基本計画に基づき、総合的な取組を推進</li> <li>○ 男女共同参画リーダーの設置(R1年度)</li> <li>○ 市民向け研修や性別役割分担意識をテーマとする市民フォーラムを実施</li> <li>○ 令和元年度までは女性・児童センター、令和2年度からは男女共同参画センターで男女共同参画の拠点としてさまざまな取組を実施</li> </ul>	【成果】 〇 男女共同参画に関する学習機会の提供や啓発事業を実施し、市民の意識啓発を一定図ることができた 〇 DV相談室設置や、男女共同参画センターの設置など、男女共同参画を推進するための体制作りができた 【課題】 〇 より多くの市民や、学校・地域・職場における人々に対して教育・啓発を推進し、引き続き、男女共同参画の意識をさらに高めるとともに、さまざまな場面で主体的な実践につなげるための取組
	子 ど も	<ul> <li>○ こどもたち自身が人権意識を持ち、暴力や犯罪から身を守る「CAP講習会」の実施</li> <li>○ 伊丹市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止に努めた</li> <li>○ 伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例を定め、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置(H26年度)</li> <li>○ スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリングを実施</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーを全市立小・中・高等学校に派遣し、家庭、福祉、医療等の関係機関と連携し、生活環境を調整</li> <li>○ こども食堂等、こどもの居場所開設支援を実施</li> <li>○ 「こども発達支援センター」を開所(H28年度)</li> </ul>	【成果】 ○ 子どもの権利に関する教育・啓発を一定推進することができた ○ いじめ問題に関して、体制作りができた ○ こどもの居場所作りのため、関係団体等と連携し、事業に取り組むことができた ○ こどもの障がいの種別に関わらず総合的かつ一貫した支援やサービスを提供する拠点ができた 【課題】 ○ 引き続き、発達段階に応じてわかりやすく対話の中で伝えるための、職員の研修 ○ 引き続き、虐待やいじめを見抜く職員のスキルアップ ○ ネットいじめを含む複雑化、顕在化するいじめの問題に対し、引き続き、組織的な対応等の推進 ○ 引き続き、こどもの孤立化(夕食時、こどもが一人で食事をとるなど)への対応 ○ 発達に支援が必要なこどもに対する正しい認識と理解を深めるための啓発
		<ul> <li>○認知症の理解や周囲の見守り・支援などの市民理解を広める、認知症サポーター養成講座や家族介護教室を開催</li> <li>○各学校の実態に即して、高齢者との交流を実施</li> <li>○「伊丹市福祉権利擁護センター」を設置(H23年度)</li> <li>○伊丹市成年後見利用促進委員会の開催や権利擁護市民講演会、権利擁護講座等を開催し、成年後見制度の利用促進、普及啓発を実施</li> <li>○認知症高齢者の位置情報を家族に通知するサービス(まちなかミマモルメ及び協力ボランティアの登録)を推進し、警察と情報共有を行い早期発見の体制整備</li> <li>○地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待を含めたさまざまな相談に対応</li> <li>○伊丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置(H30年度)</li> </ul>	<ul><li>○ 認知症についての市民理解を広めることが一定できた</li><li>○ 認知症高齢者やその家族が、地域で安心して暮らすことができるように、相談窓口の設置や体制づくりができた</li><li>○ 高齢者及び障がい児(者)等の権利擁護に関する支援を行う中核的機関として伊丹市福祉権利擁護センターを設置した</li><li>○ 高齢者虐待防止(予防)マニュアルの改訂を行い、支援機関等へ周知し虐待の早期発見、対応することができた</li></ul>
	障がい   者	<ul> <li>○ 伊丹市障害福祉センター(アイ愛センター)を障がい者施策の中核施設として福祉情報の提供、交流、啓発事業、生活支援事業等の展開</li> <li>○ 伊丹市障害者虐待防止センター設置(H24年度)。また、障害者虐待防止連絡会を開催し、虐待防止の体制を整備</li> <li>○ 障がい者が一定期間、事務作業等の体験を行う就労チャレンジ事業を実施</li> <li>○ 手話が言語であるという認識に基づき、伊丹市手話言語条例を制定(H30年度)</li> <li>○ 住みよい生活を送るため、住宅改造の助成や、要約筆記・手話通訳士の派遣を実施</li> </ul>	【成果】 ○ 障がい者の自立と社会参加の促進を一定図ることができた ○ 障がい者やその家族が、地域で安心して暮らすことができるように、専門の相談窓口の設置や体制づくりができた 【課題】 ○ 障がい者が主体的に事業を実施することで、障がい者の自立と社会参加の促進につながるため、引き続き、関係団体と連携し、地域社会への理解を深めることが必要 ○ 引き続き、障がい者に関する関係者間との連携
	同和問題	<ul> <li>○ 市民・職員向けの研修会を実施</li> <li>○「人権フェスティバル」「差別を許さない都市宣言制定記念集会」「伊丹市人権・同和教育研究協議会」などで、さまざまな人権に関する講演会やパネル展を実施</li> <li>○ 市民を対象とした人権文化講座や啓発交流事業を行う「人権センター」、就学前から小中学校までの子どもを対象とした子育て支援・居場所づくり事業などを行う「児童館」、共同浴場や高齢者が集い憩う「ふれあいセンター」の3施設で構成される『人権啓発センター』の運営</li> <li>○ 家庭・地域・学校・行政の四者が参加し、学習交流する「四者交流会」を実施</li> <li>○ 生活や人権に関わる相談に応じて関係機関への紹介等を行う、生活福祉等相談を実施</li> <li>○ 人権に関する事例等を分析・検討する「差別事象分析会」を実施</li> </ul>	【成果】 〇 同和問題に関する市民講座等を実施し、人権意識の向上を一定図ることができた 〇 人権啓発センターにおいて、同和問題をはじめあらゆる差別解消に向けた総合的な事業展開ができた 〇 人権啓発センター児童館において、子どもを対象に同和問題を含む人権の学びの場を提供できた 【課題】 〇 効果的な人権学習等のあり方の検討及びより多くの参加が得られる周知、誘導の工夫 〇 人権啓発センターでの同和問題をはじめあらゆる差別解消に向けた継続した啓発と、市民の学習活動の広がり 〇 職員の人権意識・知識の向上
	外 国	○ 外国人の差別解消と人権尊重、多文化共生の意識づくりのための、多文化共生イベントを実施 ○ 外国人が市民として安心して暮らせるための、日本語教室の開催、多言語等での情報提供、 相談支援など生活上の支援を実施 ○ 市民団体が開催する交流会や異文化理解講座等の実施を支援 ○ 国際姉妹・友好都市との市民を中心とした交流、学生代表団の派遣・受入等、国際交流を実施 ○ 多文化共生社会の実現を目的として、「伊丹市多文化共生推進指針」を策定(R2年度) ○ 外国人園児・児童生徒が在籍する学校園に対し、適応指導員の派遣実施 (注)外国人:外国にルーツのある日本国籍の人等も含む。	○ 多文化共生事業、講演会、交流会等を市民団体等と連携しながら実施することにより、外国人の人権尊重と多文化共生の意識 づくりを推進した。 ○ 日本語教室、相談支援、多言語等による情報提供等、日本人と同じように安心して暮らすことができる生活支援を推進した。

区分	主な取組	成果・課題
展 に 題 題 人 権	社 社 会	<ul> <li>【成果】</li> <li>○ 児童・生徒へ指導を行い、ネットの使い方、ネットいじめ問題などの教育を図り、意識向上を一定を図ることができた</li> <li>○ 新任職員を始め職員にモニタリング研修を行うことで、ネット上の人権侵害の実態の認識や削除要請方法の知識習得と、人権意識の向上を図ることができた</li> <li>【課題】</li> <li>○ 市民一人ひとりのインターネット上の人権侵害に関する意識の更なる向上のための教育・啓発のあり方</li> </ul>
性的少数者	○ 人権研修会やパネル展を実施 ○「教員用研修資料」を作成し、全校に配布。さらには教材及び指導案を作成し全校での授業を 実施	<ul> <li>【成果】</li> <li>○ 市民・職員向けの研修会実施や、性の多様性に関する啓発リーフレットを作成し、性の多様性に関する市民の理解を広めることができた</li> <li>○ 相談窓口の開設及び同性パートナーシップ宣誓制度の実施により、当事者の支援と、関係者等の理解促進が一定できた</li> <li>【課題】</li> <li>○ 性の多様性に関する市民の更なる理解促進と、態度・行動へとつなげる教育・啓発のあり方</li> <li>○ 自分で抱え込んでいる当事者(児童生徒を含む。)の把握・支援や、表明した当事者への継続的支援のあり方</li> </ul>
等ン	「 をはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう指導 ○ 「HIV検査普及週間」及び「エイズ予防月間」で、リーフレット、ポスターの掲示 ○ ハンセン病に関する視聴覚教材の収集・貸出により、人権学習の機会を提供 ○ 「コロナ差別解消」の啓発パネルを人権センターにおいて常時展示(R2年度) 者	【成果】 ○ 児童生徒に授業を通して、感染症に関する情報及び偏見や差別をしないよう指導し、意識向上を図ることができた ○ 啓発期間に合わせたポスターの掲示等により、市民の理解を促進した 【課題】 ○ 新たに現れた「新型コロナウイルス感染症」に関する人権問題に関し、引き続き、正しい知識の普及 啓発と、将来の同種の人権問題を未然に防止し、及び適切に対応するための、効果的な啓発・教育、行政の対応のあり方
さまざま		【成果】 〇 アイヌ民族の歴史を学ぶ講演会や文化に触れるワークショップなどを通して、市民の理解の広がりを一定図ることができた 【課題】 〇 市民への継続的普及啓発
な人権課題	を	【成果】 〇 保護司のケース研究会を関係者に公開することにより、関係者の理解を深めることができた 【課題】 〇 当事者やその家族に対する偏見・差別の解消のための、市民への継続的な啓発
取 等	○「伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例」施行(R1年度) ○ 紹介チラシ、リーフレットの作成 ② 講演会の実施 ○ 11月の犯罪被害者週間において、チャリティーイベント「ホンデリング」の開催	【成果】 〇 相談窓口を設置し、被害者等を支援する体制作りができた 【課題】 〇 相談件数が想定より少なく、実際に支援につながったケースもなかったことから、引き続き、制度の周知が必要
書者問に題と	北 〇 北朝鮮人権侵害問題啓発週間で、市広報等での周知、パネル展の実施 朝 〇 同和・人権推進課HPに「拉致問題解決のための署名活動」を掲載、署名用紙のダウンロード	【成果】 〇 パネル展などを通じて、拉致問題に関する理解促進を一定図ることができた 【課題】 〇 拉致問題に対する市民の関心を集める方策
ホ             	〇 ホームレスのアウトリーチ支援を目的としたホームレス調査を毎年実施	【成果】 ○ 調査を通じホームレスの方と直接接触することで、実態の把握及び生活保護、就労支援など必要な制度の周知を一定図ることができた 【課題】 ○ 社会生活復帰への意欲が低い人への支援が困難
人 身 取 引		【成果】 ○ 啓発期間に合わせたパネル展などの啓発事業を通して、市民の理解を進めた 【課題】 ○ 被害の対象となりやすい若年層への周知・啓発

Z	分	主な取組	成果・課題
	その	【ひきこもりに関する事業】 〇 ひきこもりに関する講演会、相談を実施 〇 就職相談会を実施 〇 アウトリーチ支援員を設置 【自殺予防】 〇 ゲートキーパー研修を実施	【成果】 〇 引きこもり生活者やその家族と直接話をすることで、就労準備支援などのさまざまな支援策を講じることができた 〇 ゲートキーパー研修を通じて、自殺予防のための知識の普及を図ることが一定できた 【課題】 〇 講演会の実施等、ひきこもり支援の周知・啓発の機会の増加など、継続した取組 〇 継続的支援を望んでいないひきこもり生活者、その家族との関係維持
( 組み(人権相 人権を守る取り		<ul><li>○ 市民相談課等で人権に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携</li><li>○ 各種相談対応を行う職員は、相談内容に対応できるよう、研修会等に参加</li></ul>	【成果】 〇 人権擁護委員と連携し、人権センターにて土曜日相談を設けることができた 〇 研修会等に参加し、職員のスキルアップを図ることができた 【課題】 〇 複雑多様化する、複合的な相談内容に対し、関係機関や関係部署との連携の強化 〇 引き続き、人権相談窓口のさらなる周知
あらゆる場における人権教育・啓発	園・こと 学校と園	<ul> <li>○ 遊びを中心として、自然とのふれあい、友達とのふれあい、さまざな経験を通して多様性を認め合える心を育む取組を実施</li> <li>○ 教職員は、伊丹市人権・同和教育研究協議会に所属し、啓発・研究活動を行った</li> <li>○ 子どもの権利条約をふまえた学級活動の他、いじめ、SNSやスマートフォンの使用によるインターネット上の人権侵害、性の多様性などさまざまな人権課題に対する取組を行った</li> <li>○ 主体的・実践的に学習に取り組むことができるよう、参加体験型学習やさまざまな人との交流を実施</li> </ul>	【成果】 〇 保育活動、教育活動全体を通した、幼児・児童・生徒への人権教育を、発達段階に応じて実施し、子どもの心の育みと、人権感覚の養成ができた 【課題】 〇 教育活動全体において、より効果的な人権教育を推進できるよう、更なる啓発や教職員等の情報交換が必要 〇 発達段階に応じて、効果的な人権教育を実施するための、継続的な職員の研修のあり方
	域家 • 庭 職 • 域地	<ul><li>○ 啓発ビデオ等の貸出</li><li>○ 地域・家庭・学校など、さまざまな市民主体による伊丹市人権・同和教育研究協議会にて研修会や講演会を実施</li><li>○ 人権教育指導員の派遣</li></ul>	【成果】 〇 伊丹市人権・同和教育研究協議会の学習活動を通じて、家庭・地域・職場での人権教育の学習の推進ができた 【課題】 〇 引き続き、講座等の周知策の充実と、参加・利用しやすい仕組みづくり
	市職員等に対す	<ul><li>○ 新規採用職員研修の実施</li><li>○ 階層別研修の実施</li><li>○ 職場人権研修の実施</li><li>○ 人権教育研修会の実施</li><li>○ 中学校別人権研修会の実施</li><li>○ 人権フェスティバル人権講演会への参加</li></ul>	【成果】 〇 新規採用職員研修や階層別研修、人権講演会などを通じて、職員の人権意識向上を図ることができた 【課題】 〇 引き続き、研修の機会を大切にし、職員の人権意識及び新たな人権課題や歴史に関する知識の向上 〇 人権教育を実践する教職員の、人権に関する資質と、人権教育の知識・指導力の向上並びにその知識・指導方法の継承の方策の検討
総合	全庁的な 推 制	○ 年次報告書「伊丹市人権教育・啓発白書」を毎年度作成し、伊丹市人権教育・啓発推進本部 に報告	【成果】 〇 関連施策の実施状況を把握し、全庁で着実に取組を進めることができた 【課題】 〇 人権施策の評価のあり方の検討
	参画と協働 携・協力・市民の 関係機関等との連	入権教育・各先に関する他東亚のに伊介印立入権各先センターの連名について、広へ息兄を求めた   ○ は数目の       大佐田郭安日の問訟	【成果】 〇 市民主体の関係団体等と連携して、人権教育・啓発のさまざまな取組を実施し、市民の人権意識の向上を一定図ることができた 【課題】 〇 教育・啓発を図るために、引き続き、関係機関や関係団体との連携の強化
	ターの取組 人権啓発セン	○ さまざまな人権課題をテーマとした講演会や映画会、パネル展などを実施 ○ 未就学の子どもとその保護者のための子育て支援事業を実施、交流の場を提供 ○ 視聴覚教材や啓発図書資料など、情報の収集及び貸出 ○ 関係団体と連携して、市民力・地域力を活用した啓発活動を実施	【成果】 ○ 拠点施設として、さまざまな人権課題を取り上げ、市民の学習機会の提供や啓発事業を展開し、人権問題への理解を一定広げることができた 【課題】 ○ 利用者の輪を広げていくことが必要 ○ 引き続き、関係団体や地域・学校などとの連携の強化
	内容・方法の充	<ul><li>○ 啓発週間に併せた各担当課が実施する事業を取りまとめたリーフレットを作成し、学校園等へ配布</li><li>○ 教育広報紙や伊丹市人権・同和教育研究協議会広報紙を作成し、学校園等へ配布</li></ul>	【成果】 ○ 広報誌やリーフレット、デジタルサイネージなど多様な手法を用いて、さまざまな人権課題について市民への理解を一定広げることができた 【課題】 ○ 各世代に対して、効果的な啓発を行うための手法の検討